

東京都医療的ケア児支援センターの 取り組みについて

医療的ケア児支援の法律と制度

2016年

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

→ 医療的ケア児が初めて法律に明記

→ 自治体の医療的ケア児への対応が「努力」義務規定に



2016年 障害者差別解消法施行

→ 合理的な教育的配慮、インクルーシブ教育

(2024年より国公立だけでなく、全ての学校法人に義務化)



2018年 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に基づいて厚労省の障害福祉計画

→ 重症心身障害児の児童発達支援・放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所

→ 医療的ケア児支援の協議の場

→ 医療的ケア児等コーディネーターの配置(2021年～義務)



2021年 医療的ケア児支援法

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援 措 置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

●東京都医療的ケア児支援センターについて

区部:東京都立大塚病院内 ☎03-3941-3221 (豊島区南大塚二丁目8番1号)

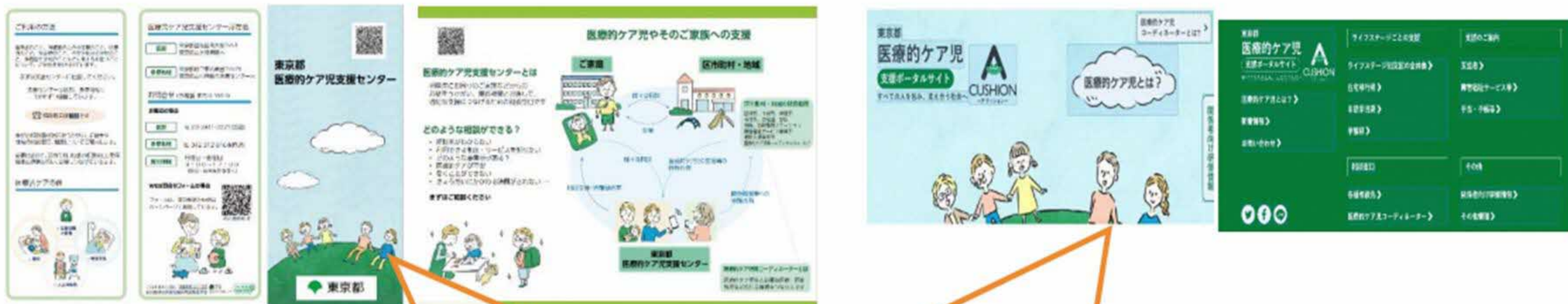
多摩:東京都立小児総合医療センター内 ☎042-312-8164 (府中市武蔵台二丁目8番地 29)

○相談受付:月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始除く)

○相談方法:専用電話・WEB お問合せフォーム

○利用対象者:都内在住の医療的ケア児やご家族、支援者、区市町村、関係機関など

○業務内容:医療的ケア児・そのご家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関等への情報提供、連絡調整



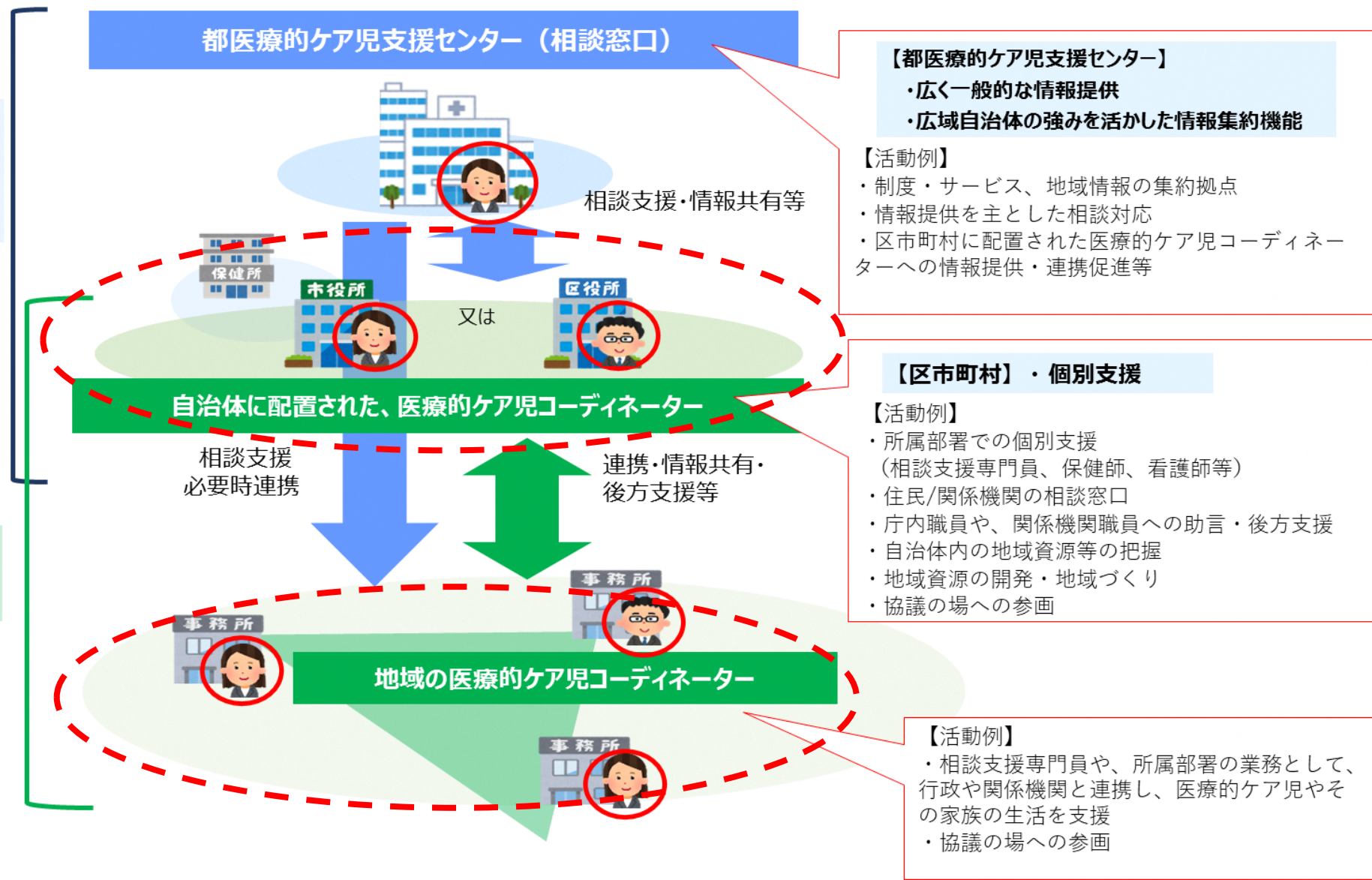
リーフレット PDF データ
ダウンロード先は福祉局 HP から

『東京都医療的ケア児支援ポータルサイト』でご検索ください
(支援のご案内、相談窓口やライフステージごとの支援について)

医療的ケア児支援センターと医療的ケア児コーディネーターの連携のイメージ

○：医療的ケア児コーディネーター

都・各区市町村に配置された
医療的ケア児コーディネーターのネット
ワーク



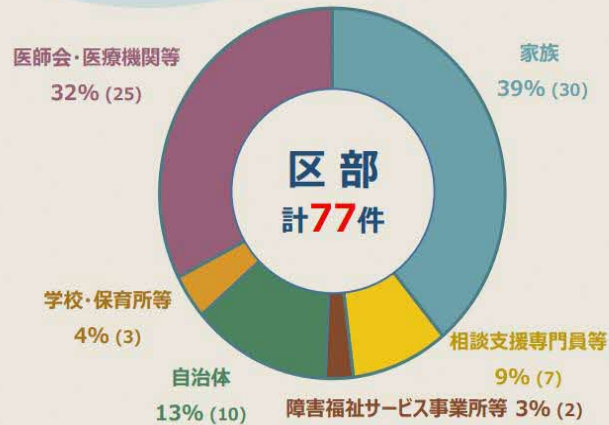
各自治体内での医療的ケア児
コーディネーターのネットワーク

東京都医療的ケア児支援センター 区部 相談状況（令和5年4月～11月）

全体の相談件数 （個別支援）**77件** （地域支援）**90件**

■個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容



「その他」：車椅子制作事業者の情報、退院支援に関すること

相談事例

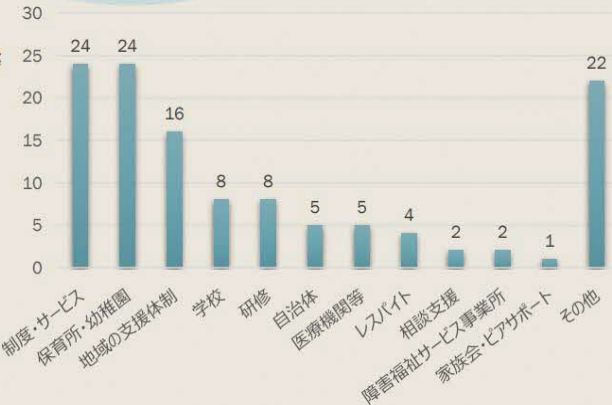
- 運動発達に遅れのない医療的ケア児が利用できる児童発達支援の情報を知りたい。（病院看護師）
- 育児休業期間が終了するが、保育所の利用が3歳からであるため預け先がない。このままでは仕事が続けられないため困っている。（家族）

■地域支援 自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



「その他」：災害発生時の情報伝達用品の情報、嚥下食に対応した飲食店の情報など

相談事例

- 保育所における医療的ケア児の受入れに当たり、必要な感染症対策について教えてほしい。（区保育主管課）
- 次年度都内へ修学旅行を予定しているが、朝晩の胃ろうの注入の際に対応できる訪問看護事業所と夜間の緊急時に受診できる病院を紹介してほしい。（他県医療的ケア児支援センター）

事例1：Aちゃん

事例2：Cちゃん



事例は省略

東京都医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業

都では令和4年度までに428名の医療的ケア児等コーディネーターを養成しましたが、サービス報酬につながらない、知識・スキル不足等の理由で約半数が「医療的ケア児等コーディネーター」として活動できていません。
令和5年度、東京都は下記のとおり財政支援を実施します。

- Point 1** 研修会や連携体制構築などに **420,000円**（都10/10）
（1自治体当たり3回/年まで）
- Point 2** サービス等利用計画策定前の業務に
医療的ケア児1人あたり **32,000円**（都3/4 区市町村1/4）
（1人当たり8時間まで）

〔実施主体〕

右記の全ての要件を満たす

区市町村

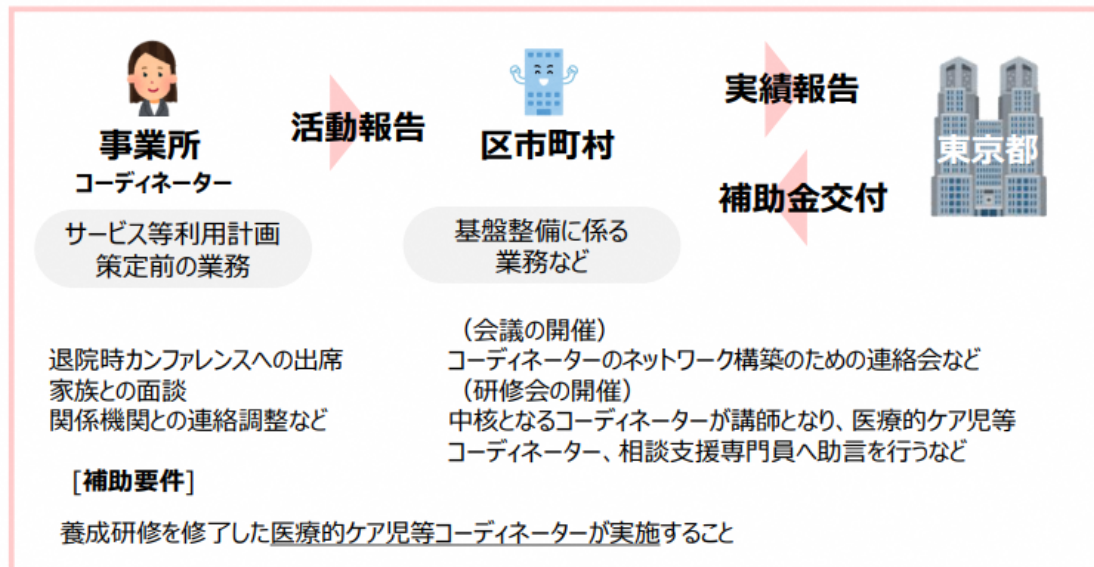
- ①医療的ケア児等コーディネーターを配置していること
 - ②医療的ケア児支援の協議の場を設置すること
 - ③協議の場に医療的ケア児等コーディネーターを参画させていること
- （令和5年度中は、上記①から③の計画を示すことで 要件を満たすこととする。）

東京都医療的ケア児等 コーディネーター支援体制 整備促進事業(2023年度～)

- ・サービス報酬につながらない
- ・知識・経験不足などの理由で
医療的ケア児等コーディネーターとして
活動できていない実態があった

全国で医療的ケア児等コーディネーターが
増えている中で、画期的な東京都の事業

申請要件があり、まだ申し込みをしている
自治体は多くないのが実情です
今後、十分な活用が望まれます



東京都独自の施策・制度

- ① 東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業
- ② 在宅レスパイト・就労等支援事業
- ③ N I C U等入院児の在宅移行支援事業

事例から見える課題

事例1：Aちゃん

- ・ 入院中から医療的ケア児等コーディネーターが介入する難しさ
- ・ 医療的ケア児に関する相談窓口が明確でない

事例2：Cちゃん

- ・ 多機関、多職種連携
- ・ ケアの担い手不足

事例から見える課題

事例Ⅰ：Aちゃん

- ・入院中から医療的ケア児等コーディネーターが介入する難しさ

自治体の強みと地域の支援者の強みを活かし
ケースの課題、地域の課題を共有、協働することで
課題解決へ向かうことがスムーズに

- ・多機関、多職種連携
- ・ケアの担い手不足

他区の取り組みについて

①相談先の明確化

- ・区内独自のポータルサイトやサポートブックを発行

②自治体内で相談窓口を設置

- ・基幹相談支援センター(直営・委託)・保健センター・こども発達センター等の相談窓口内に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、退院前からの関わり(民間だと報酬がつかないので取り組みづらい)→時期みて民間の相談支援事業所へ繋いでいく

③庁内連携体制の構築

- ・庁内関係課での情報共有の同意をもらい、部門を跨いだ個別ケースの検討や共有フォルダを作成
- ・医療的ケア児等コーディネーター同士での連絡会を開催(自治体主催)

④保育・教育

- ・学校に認定特定行為業務従事者を配置、拠点となる保育所の看護師が巡回
- ・学校看護師(委託)
- ・受け入れ保育園の拡充、医療的ケア児クラスを設置

⑤学童クラブ

- ・医療的ケア児の受け入れ(医療的ケアの内容により、看護師配置での対応か、委託の訪問看護ステーションで対応)

⑥自治体内でレスパイト先を確保

- ・区と委託契約をした病院が医療的ケア児を預かる

都における取組

➤ 都の実態調査の結果等も踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、在宅生活を支えるサービスの充実、支援や調整を行うことができる人材の養成、保護者の就労支援に取り組む

協議の場

- **医療的ケア児支援地域協議会（R3-）**
 - 医療的ケア児支援に係る関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営

相談拠点

- **医療的ケア児支援センター（R4-）**
 - 医療的ケア児・家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関への情報提供、連絡調整の拠点

在宅支援

- **重症心身障害児等在宅療育支援事業（S57-）** H29対象拡大
 - 訪問看護による医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導や療育相談等を実施
- **医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業（R5-） R5新規**
 - 訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の受入に係る経費を補助
- **在宅レスパイト・就労等支援事業（H23-）** H29対象拡大 **R5拡充**
 - 家族の休養や就労等を支援するため、自宅へ訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援
- **障害者（児）ショートステイ事業**
 - 短期入所事業所において病床確保、看護師等に係る経費補助により受入れを促進 **R5拡充**
 - 医療型短期入所の新規開設に向けた開拓、医療機器等の整備費用を補助 **R5新規**
- **医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（R5-） R5新規**
 - 民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る経費を補助

通所支援

- **障害児の放課後等支援事業（R3-）**
 - 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等の支援の拡充に取り組む区市町村を支援

人材育成

- **医療的ケア児等支援者育成研修（H29-）**
 - 支援に関わる関係機関職員（教育・保育、行政職員も含む）を対象に、支援に関する基本的な理解を促進
- **医療的ケア児等コーディネーター養成研修（H30-） R5拡充**
 - 主に相談支援専門員等を対象に医療的ケア児の支援を地域において総合調整するコーディネーターを養成
- **医療的ケア児受入促進研修（R4-）**
 - 障害児通所支援事業所等向けの医療的ケア児の受入れ、体制整備に向けた基礎知識の習得
- **医療的ケア児に対応できる看護職員育成研修（R5-） R5新規**
 - 障害児通所支援事業所への就業予定、希望がある看護職員向けの医療的ケアの知識・技術の習得

保護者の就労

- **医療的ケア児ペアレントメンター事業（R5-） R5新規**
 - 親の就労や子育てに関する不安や悩みに対してメンターによる傾聴、共感、寄り添い等の支援
- **医療的ケア児日中預かり支援事業（R5-） R5新規**
 - 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対して、必要な経費を補助

地域での支援の全体像

